

東京都緩和ケア病棟整備事業実施要綱

	平成 5 年 8 月 1 8 日 5 衛医対第 4 7 8 号
改正	平成 7 年 1 1 月 1 0 日 7 衛医対第 8 1 5 号
改正	平成 1 2 年 3 月 3 1 日 1 1 衛医計第 1 6 3 9 号
改正	平成 1 4 年 5 月 2 1 日 1 4 健サ医第 2 0 号
改正	平成 1 6 年 7 月 8 日 1 6 健サ医第 4 2 3 号
改正	平成 2 1 年 2 月 1 2 日 2 0 福保医政第 1 3 0 0 号
改正	平成 2 2 年 6 月 2 3 日 2 2 福保医政第 5 6 6 号
改正	令和 5 年 7 月 1 9 日 5 保医医政 7 9 号
改正	令和 8 年 6 月 2 3 日 8 保医医政第 5 7 3 号

第 1 目的

この要綱は、東京都内の病院における緩和ケア病棟を整備し、これにより主として悪性腫瘍の患者等及びその家族に対する緩和ケアの提供の充実を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱において「緩和ケア病棟」とは、基本診療料の施設基準等（平成 2 0 年厚生労働省告示第 6 2 号）第 9 の 1 3 の規定を満たす、悪性腫瘍患者等を収容し緩和ケアを専門的に行う病棟とする。

第 3 施設整備に係る補助

知事は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく東京都内の病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構が設置する病院を除く。）が整備する緩和ケア病棟に係る施設及び設備整備費に対し、東京都緩和ケア病棟施設設備整備費補助金交付要綱（平成 5 年 8 月 1 8 日付 5 衛医対第 4 7 8 号）に基づき補助を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 7 年 1 1 月 1 0 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 5 月 2 1 日から施行し、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、「保健医療局」とあるのは令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。